

山 青森県報

第二千七百七十一号

平成十五年五月九日 (金曜日)

目次

告示

- 危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施…………… (防災消防課) …… 一
- 臨時の職業訓練の施行…………… (労政・能力開発課) …… 二
- 保安林の指定施業要件の変更予定…………… (林政課) …… 三
- 基本測量の終了…………… (監理課) …… 四
- 公共測量の実施…………… (同) …… 四

公告

- 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告…………… (文化・スポーツ振興課) …… 五
- 公安委員会…………… (生活安全課) …… 五
- 型式の検定適合遊技機…………… (企画課) …… 五

告示

青森県告示第三百四十一号

消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十三条の二十三に規定する危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則(昭和三十四年総理府令第五十五号)第五十八条の十四第三項の規定に基づく危険物

の取扱作業の保安に関する講習の実施細目(昭和六十二年消防庁告示第四号)第三のの規定により公示する。

平成十五年五月九日

青森県知事 木村守男

- 一 講習の種類並びに日時及び場所
- 1 給油取扱所において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

日	時	場	所
平成十五年六月十三日 午前九時三十分から午後零時三十分まで		八戸市東白山台一丁目一の二 ウエルサンピア八戸	
平成十五年六月二十七日 午前九時三十分から午後零時三十分まで		弘前市大字城東北四丁目一の二 弘前市農業協同組合本店	
平成十五年七月二日 午前九時三十分から午後零時三十分まで		むつ市金谷一丁目一〇の一 下北文化会館	
平成十五年七月四日 午前九時三十分から午後零時三十分まで		五所川原市字幾世森二四の一五 ふるさと交流圏民センター	
平成十五年九月五日 午前九時三十分から午後零時三十分まで		三沢市大字三沢字堀口一六の七 おいらせ農業協同組合	
平成十五年九月十八日 午前九時三十分から午後零時三十分まで		青森市本町五丁目五の二二 青森県農業共済会館	

- 2 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第二条第六号に規定する特定事業所における危険物施設(一に該当する危険物施設を除く。)に

において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

日 時	場 所
平成十五年六月十二日 午前九時三十分から午後零時三十分まで	八戸市東白山台一丁目一の ウエルサンピア八戸
平成十五年六月十二日 午後二時から午後五時まで	八戸市東白山台一丁目一の ウエルサンピア八戸
平成十五年九月十九日 午前九時三十分から午後零時三十分まで	青森市本町五丁目五の二 青森県農業共済会館

3 1及び2に掲げる危険物施設以外の危険物施設において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

日 時	場 所
平成十五年六月十三日 午後二時から午後五時まで	八戸市東白山台一丁目一の ウエルサンピア八戸
平成十五年六月二十七日 午後二時から午後五時まで	弘前市大字城東北四丁目一の 弘前市農業協同組合本店
平成十五年七月二日 午後二時から午後五時まで	むつ市金谷一丁目一〇の一 下北文化会館
平成十五年七月四日 午後二時から午後五時まで	五所川原市字幾世森二四の一五 ふるさと交流圏民センター
平成十五年九月五日 午後二時から午後五時まで	三沢市大字三沢字堀口一六の七 おいらせ農業協同組合
平成十五年九月十八日 午後二時から午後五時まで	青森市本町五丁目五の二 青森県農業共済会館

二 受講対象者

- 1 危険物施設において、危険物の取扱作業に従事し、作業従事日から一年以内に講習を受講していない者（ただし当該作業に従事することとなった日前二年以内に危険物取扱者免状の交付を受けている者又は講習を受けている者を除く。）
 - 2 前回の講習を受けた日から三年以内に講習を受講していない者
 - 3 1及び2以外の者で受講を希望する者
- 三 受講申請書の受付期間

講 習 場 所	受 付
八戸市東白山台一丁目一の ウエルサンピア八戸	平成十五年五月十二日から 同月二十七日まで
弘前市大字城東北四丁目一の 弘前市農業協同組合本店	平成十五年五月二十八日から 同年六月十三日まで
むつ市金谷一丁目一〇の一 下北文化会館	平成十五年六月二日から 同月十六日まで
五所川原市字幾世森二四の一五 ふるさと交流圏民センター	平成十五年六月四日から 同月十八日まで
三沢市大字三沢字堀口一六の七 おいらせ農業協同組合	平成十五年八月五日から 同月二十一日まで
青森市本町五丁目五の二 青森県農業共済会館	平成十五年八月十八日から 同年九月二日まで

郵送の場合は、受付締切日の消印のあるものまで有効とする。
四 受講申請書の提出先

青森市中央三丁目二〇の一 青森県警察本部交通管制センター二階
社団法人青森県消防設備保守協会

五 受講手数料

受講手数料は、講習種別ごとに四千七百円に相当する額の青森県収入証紙を受講申請書欄にちょう付（消印しないこと。）して納入すること。

六 その他

受講に関して不明な点があるときは、社団法人青森県消防設備保守協会（電話青森七三三局五一〇〇番）へ問い合わせること。

青森県告示第百四十二号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例（昭和三十九年四月青森県条例第三十九号）第二条の二第一項の規定により、次のとおり臨時の職業訓練を施行するので、同条第三項の規定により告示する。

平成十五年五月九日

青森県知事 木 村 守 男

青森県立むつ高等技術 専門学校	青森県立八戸工科学院	青森県立弘前高等技術 専門学校	青森県立青森高等技術 専門学校	臨時の職業訓練を実施 する能力開発校の名称	職業訓練の種 類・訓練課程	普通職業訓練 ・短期課程	公共職業 安定所長 から受講 指示又は 推薦した 受講者を	対象者	訓練科	訓練 期間	定 数								
科 パ ジ ソ コ ン	科 医 療 事 務	科 介 護 福 祉	科 介 護 福 祉	科 パ ジ ソ コ ン	初級シ スアド 科	科 医 療 事 務	科 介 護 福 祉	科 パ ジ ソ コ ン	初級シ スアド 科	ト 型 訓 練	求 人 セ ツ	ジ ン ポ ビ ネ ス 科	科 地 理 情 報 ジ ネ ス	科 医 療 事 務	科 介 護 福 祉	科 パ ジ ソ コ ン	初級シ スアド 科	訓練 期間	定 数
二月				二月	三月			二月	三月	三月	三月	二月	三月			二月	三月		
x 一 五 回	二 〇 人	二 〇 人	一 五 人	二 〇 人	二 〇 人	二 〇 人	二 〇 人	二 〇 人	二 〇 人	五 人	二 〇 人	二 〇 人	x 二 〇 回	二 〇 人	二 〇 人	x 二 〇 回	二 〇 人		

青森県立木造高等技術 専門学校	科 介 護 福 祉	科 パ ジ ソ コ ン	二月	二 〇 人
				x 三 回

青森県告示第百四十三号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十五年五月九日

青森県知事 木 村 守 男

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。））で定めるところによる。

昭和四十四年八月二十七日農林省告示第千二百七十一号、昭和四十四年八月二十七日農林省告示第千二百七十六号、昭和四十五年十月十六日農林省告示第千五百十九号、昭和四十六年三月十二日農林省告示第百九十八号、昭和四十六年三月二十六日農林省告示第百八十八号、昭和四十七年十月十一日農林省告示第千八百六十九号、昭和五十五年十一月二十日農林水産省告示第千五百二十三号、昭和五十七年十月二十一日農林水産省告示第千五百九十八号、昭和五十七年十一月十五日農林水産省告示第千八百十六号、昭和五十八年四月十三日農林水産省告示第百八号（一、二及び三に係るものに限る。）、昭和五十八年六月一日農林水産省告示第百八号（二に係るものに限る。）、昭和五十八年六月七日農林水産省告示第百四十一号（四に係るものに限る。）、昭和五十八年六月九日農林水産省告示第百五十八号（一及び三に係るものに限る。）、昭和五十八年八月九日農林水産省告示第千四百二号（一、二及び三に係るものに限る。）、昭和五十八年十一月二日農林水産省告示第千九十八号（二に係るものに限る。）、昭和五十八年十一月十六日農林水産省告示第千七百七十一号、昭和五十九年十月三日農林水産省告示第千三百三十号、昭和五十九年十月十七日農林水産省告示第千九十六号、昭和六十年八月八日農林水産省告示第千二百七十五号、昭和六十一年十二月十五日農林水産省告示第千五百五号、

昭和六十二年一月二十一日農林水産省告示第六十九号、昭和六十三年十月十三日農林水産省告示第六百二十七号、昭和六十三年十月十九日農林水産省告示第六百八十八号、昭和六十三年十二月二日農林水産省告示第九百八号、平成元年三月二十三日農林水産省告示第三百九十号、平成元年五月六日農林水産省告示第六百四十四号、平成二年三月十五日農林水産省告示第三百七十七号、平成二年九月二十日農林水産省告示第九百九十五号、平成三年五月十六日農林水産省告示第六百三十号、平成五年二月二十五日農林水産省告示第五百五十七号、平成五年三月三日農林水産省告示第二百七号、平成五年八月二十五日農林水産省告示第九百九十八号、平成五年八月三十日農林水産省告示第九号、平成五年九月一日農林水産省告示第十二号、平成七年二月十七日農林水産省告示第二百五十五号、平成七年七月十三日農林水産省告示第九百三十七号、平成七年八月三日農林水産省告示第四百四十七号、平成八年四月八日農林水産省告示第四百六十二号、平成八年四月八日農林水産省告示第四百七十九号、平成八年六月十一日農林水産省告示第八百八十七号、平成八年九月十一日農林水産省告示第四百七十五号、平成八年十月九日農林水産省告示第五百七十五号、平成八年十一月七日農林水産省告示第七百五十四号、平成十年一月十二日農林水産省告示第四号、平成十年一月十二日農林水産省告示第五号

二 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第三百四十四号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があつたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成十五年五月九日

一 作業種類

青森県知事 木 村 守 男

基本測量(電子基準点測量)

二 作業期間

平成十四年五月七日から平成十五年三月三十一日まで

三 作業地域

西津軽郡深浦町
中津軽郡西目屋村
北津軽郡小泊村
上北郡十和田湖町
下北郡川内町、東通村、風間浦村
三戸郡五戸町

青森県告示第三百四十五号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十五年五月九日

青森県知事 木 村 守 男

一 測量計画機関

国土交通省東北地方整備局青森港湾事務所

二 測量の種類

公共測量(一級水準測量)

三 測量の期間

平成十五年五月二十六日から同年九月二十六日まで

四 測量の地域

青森市青森港港内

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年五月九日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 申請のあつた年月日
平成十五年四月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人双松福祉会
- 三 代表者の氏名
正部家 佑介
- 四 主たる事務所の所在地
三戸郡階上町大字角柄折字餅粟久保四の一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、階上町及び近隣市町村民に対して、介護サービス等に関する事業を行い、健康で生きがいのある長寿社会を創設し、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第二十六号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十五年五月九日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CR忠犬ばち工 DX	株式会社エース電研
"	CR忠犬ばち工 FX	"
"	CR忠犬ばち工 RX	"
"	ファイバー夏祭りDX	株式会社三共
"	CR平安見聞録MAR	株式会社ニユーギン
"	CR猛烈牙王MA2	"
"	CRデビルマン倶楽部	"
回胴式遊技機	チャーリーズエンジェル	株式会社ロデオ
"	スロッターキンタロウRX	"
"	ベルラッシュ	ベルコ株式会社
"	エルドロー1	"
"	ナナデチュウ	"

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭